

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 水産課

法令名	佐賀県漁港管理条例		法令番号	昭和48年条例第16号		
手続名	過料		根拠条項	第18条		
処分基準	違反の程度、漁港管理の適正化等の観点から命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断する。 また、処分の程度については、処分の原因となって違反等と処分の程度との相当性、類似の違反行為があった場合に比べて不当に差別的な取扱いとならないこと等を勘案して判断する。					
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	農林事務所	交付機関	農林事務所